

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府）

制 度 名	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充	
税 目	酒税	
要 望 の 内 容	<p>構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。</p> <p>○現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。</p> <p>○災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。</p>	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地域の自発性を最大限尊重して設定された特区において、地域の特性に応じた規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>構造改革特別区域法に基づく特産酒類の製造事業については、地域の特産物である農産物を用いた地域ブランドの果実酒及びリキュールの販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図るため、平成 20 年から、構造改革特区計画の認定を経て各地域で事業が開始され、地域の活性化に貢献してきているところ。</p> <p>今般、地域からの要望も踏まえ、さらなる地域産品の利用拡大や地域ブランド化を図ることなどにより、多様な地域の特性を最大限活用した地域の活性化を推進する観点から、特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、地域で豊富に採捕される水産物等にも拡充するとともに、災害等への適切な対応が必要である。</p> <p>なお、平成 23 年 3 月 30 日にて決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（構造改革特別区域推進本部決定）において、本拡充要望について「原料の多様化に係る拡充提案については、その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行うこととする」とされているところ。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> <p>－ 百万円 （－ 百万円）</p>

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進 (構造改革特別区域法、総合特別区域法)
		政策の達成目標	地域の特性に応じた規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ること。 なお、構造改革特区計画の認定については、平成23年度の目標件数を20件としている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	構造改革特区計画の認定により、1,155件の特区を実現 (平成23年6月29日時点)	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	規制の特例措置の拡充後、特区計画の認定を経て、速やかに活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地域の特産物である水産物等を用いたリキュール等の製造が可能となり、地域産品の利用拡大や地域ブランド化が図られ、地域の活性化に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において、地域の特産物である水産物等を用いたリキュール等の製造が可能となり、地域産品の利用拡大や地域ブランド化が図られ、地域の活性化に資する。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	特産酒類の製造事業を活用した特区 31 件 (平成 23 年 6 月 29 日時点)
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	特産酒類の製造事業の実施により、地域特産物の販売促進や観光客数の増加等の効果が現れている。 なお、特産酒類の製造事業については、構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている(平成 23 年 3 月 30 日 構造改革特別区域推進本部決定)。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—